

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和2年11月16日（月）午後2時30分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

上西芳樹委員，加来典子委員，木原直哉委員，桑原和美委員，佐藤紳朗委員，島田三郎委員，高原淳委員，田中寿生委員，中島豊爾委員，西本千恵委員，槇野博通委員，渡部佳寿子委員

#### 2 オブザーバー

富永正雄事務局長，山下一夫首席家裁調査官，矢原洋二首席書記官，福島達夫次席家裁調査官，坂東正樹事務局次長，高月昇訟廷管理官，沖久祐樹主任書記官

#### 3 事務担当者

上野宣子総務課長，森宗尚史総務課課長補佐

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 岡山家庭裁判所長挨拶

#### 3 新任委員等の紹介

#### 4 報告

総務課長から，前回の家裁委員会において「調停委員に相応しい人材を集める方策」をテーマに行った意見交換の結果を踏まえて，広報用チラシの改訂等を行ったことが報告された。

#### 5 意見交換等

「岡山家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について」をテーマ

に，別紙のとおり意見交換が行われた。

6 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

未定

(2) 意見交換事項（テーマ）

成年後見制度の利用促進について

7 閉会

(別紙)

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△オブザーバー，□事務担当者

### ◎委員長

それでは，意見交換に入ります。御意見を頂きたい事項は，大きく分けて三つの事項がありますが，まず，パーティションの設置等の物的な対策について，御意見を頂きたいと思います。

### ○A（1）委員

これまでの対策が十分であったかが知りたいということですね。そのためには，従来の対策で特に何か問題があったのか，新型コロナウイルス感染症への対策のことで何か困ることがあったのかを教えてくださいたいと思います。

### ◎委員長

特に，家事調停と家事手続案内について説明をさせていただいたのですが，家事調停につきましては，比較的狭い部屋で対応している，場合によっては，いわゆる密ともとれるような部屋で，パーティションをテーブルの真ん中に置いて一定の距離をとって調停を行っています。

### ○A（1）委員

今，説明をしていただいたような対策をとって，何か不都合なことがあったのかどうか知りたいです。

◎委員長

新型コロナウイルスの感染者が出るということが不都合になるわけですが、幸いにして今のところそのような状況にはありません。

○A（1）委員

不都合はなかったということですね。それでは、強く規制し過ぎたかどうかということが知りたいということでしょうか。

◎委員長

まず物的な対策のところ、委員の皆様が仮に当事者として調停に参加されたとして、これでは新型コロナウイルス感染症に感染するのではないかという観点から御意見を頂きたいと思います。

○A（1）委員

現時点で、感染がないということであれば問題はなく、単なる不安ということではないでしょうか。

◎委員長

結果論として感染していないだけで、もう少しこのような対策をとった方がいいのではという意見があれば頂きたいと思います。

○A（1）委員

症状が出ないこともあるので、感染するということは当然あります。それが非常に多いということであれば問題ですが、そうでないのであれば問題はないですよ。ただ、ケースを絞ることによって、困った人が出ていないかということは知りたいです。

◎委員長

その点は、優先的に進行させる事件の選別や期日指定の在り方等の手続の進行面という話題になりますので、まず、物的な対策について、御意見等いかがでしょうか。

○B（3）委員

パーティションで当事者と調停委員とを分けていると思うのですが、2人の調停委員が入るとき、裁判官と2人の調停委員が入るとき、その方の中には、パーティションで仕切りは設けていないということですか。

◎委員長

はい。そこには設けていません。

○A（1）委員

十分離れているから、2メートル以上離れているからということですよ。

◎委員長

いいえ、この写真ですと調停委員は2人ですが、調停委員会を構成するときは裁判官も入って最大で3人となります。その3人の間隔は1メートルありません。

○A（1）委員

マスクをして、横を向いて話さないのであれば問題ありません。

◎委員長

裁判所としては、客観的に見て不安がないかどうか、当事者に不安を感じさせな

いようにしなければいけませんので、この点を踏まえて物的な対策について御意見を伺っているということになります。

○A（1）委員

窓のない部屋を使わないようにされているのですから、十分対策はとっていると思います。

◎委員長

今のことを前提として、B（3）委員から引き続き御質問等ありますか。

○B（3）委員

私の職場では、来庁者との間での感染防止策をとっていますが、職員同士の感染についても配慮をしています。例えば、私の部屋には私と別の職員の常時2人が窓のある部屋にいます。その際にも、私と別の職員との間に仕切りを設けています。全ての職員同士の間には設けているわけではないのですが、仕切りを設けているところもあり、また、大きな部屋で執務をしている職員のところにも、今例示しておられるような仕切りを設けています。向き合って座らなければいけない部屋もあり、そこでも仕切りを設けています。

今回のテーマが、当事者が裁判手続を利用する、家庭裁判所を利用する方に不安を抱かせないということであれば、職員同士のことはあまり問題ではないとは思いますが、写真を見て気になったので質問させていただきました。

○A（1）委員

先ほどの御意見は考慮に値すると思います。冒頭で、パーティションのことを「段ボールパーティション」と説明されていますが、枠が段ボールだからですね。

◎委員長

はい。

○A（1）委員

単なるパーティションと言っただけであれば良いと思います。パーティションは飲食店にも置いてあり、簡単にできます。100円ショップで材料を買ってきて作ることができると思います。

□事務担当者

御提案いただいたとおり、パーティションを職員が作ろうと思えば作れると理解しております。現状としましては、裁判所を利用される方が使用する部屋に優先的にパーティションを設置しております。本日頂いた御意見を踏まえて、今後の感染症の状況も見ながら検討していきたいと思っております。

◎委員長

物的な対策について、ほかの委員の方から御意見はありますか。

○C（1）委員

調停の場合、人が入れ替わって、別の人が同じ席につくということになりますが、消毒等の措置はどのような対応をされていたのでしょうか。

○A（1）委員

当然、消毒等をされていたのですよね。

△オブザーバー

朝、調停期日が始まる前に調停委員と職員とで消毒を行っております。

○A（1）委員

人が入れ替わったらすぐに消毒しないとだめですね。接触したのから感染するという事は起こり得ることですから。

◎委員長

人が入れ替わる時、窓を開けて換気は行っていますね。

△オブザーバー

調停で人が入れ替わる時、窓とドアとを二、三分開放して、自然換気を行っています。

○A（1）委員

人が触ったところは全部アルコールで拭かないとだめですね。

○D（1）委員

予算のこともあり、100円ショップで買ってパーティション等を置くということができないという状況があるのかなと推察するのですが、例えば、人が入れ替わる時、ドアノブや机をアルコールで拭くことは最低限必要だと思います。朝と晩だけではなく、人が入れ替わるたびにドアを触りますので、誰が拭くのかということが問題になるとは思いますが、割と簡単にできることです。来庁者の方の中には、持病を抱えている等の理由で消毒がきちんとされているのかとても心配になる方もいらっしゃるかと思いますので、簡単に拭けるティッシュといったものがあればいいのかなと思います。それから、裁判所では来庁者の方が御自分で検温して熱があるかを申告するという事だったと思うのですが、今だと、非接触型の検温器が安価に手に入りますので、受付等で簡単に検温できると思います。こういった対応は



されているのでしょうか。

□事務担当者

非接触型体温計ですが、現在、岡山の裁判所全体で3本備え付けているという状況であり、来庁者の方全員に対して検温するということは実施していません。御提案いただきましたとおり、現在は比較的安価に購入できるようになっていますので、検温をすべきだという点については御意見として承りたいと思います。

○A（1）委員

ただ、非接触型体温計は計測結果が低く出ますから、余り当てにはならないです。

◎委員長

非接触型体温計は、高等裁判所岡山支部、地方裁判所及び家庭裁判所分を合わせて3本整備しているという状況です。

○A（1）委員

新型コロナウイルス感染症に関連して、第2次補正、第3次補正で予算が付いているところですので、裁判所も必要な予算を積極的に取ってきてください。

○E（1）委員

体温、マスクの話があったと思いますが、例えば、私の職場に来る方に対して、体温を計測したら37度9分だったので帰ってください、中に入られては困りますと言っていいのか、また、マスクをしていない方にマスクをしていないと入れませんので帰ってください、と言えるのか難しい問題があります。マスクについては、マスクをなるべく着けていただくようお願いしたり、マスクをお渡ししたりしていますし、体温については、もう一度計測してくださいとお願いして対応していま

すが、裁判所では、体温が高く出たから帰ってください、今日は庁舎に入ることはできません等と言えるのでしょうか。

△オブザーバー

実際に調停に来られて、体調が悪いので帰っていただいたというケースは今のところありません。マスクをされていない方にはマスクを渡して着用していただくようにしています。そういった対応が不満で御立腹されたという事態は、今のところ生じておりません。

◎委員長

当事者の方から発熱した等の申入れがあつて、期日を変更する等して対応したという事例はありますか。

△オブザーバー

裁判所に来られたのに、体調が不良で帰っていただいて期日を変更したという事案はありません。ただ、事前に体調が悪い等の理由で期日を変更してもらいたいというような要望が当事者からあつて、それを受けて事前に期日を変更した事案があります。

◎委員長

実際に裁判所に来られて熱があるという場合には、期日を変更して帰っていただき、別の期日を指定して手続を進めていくという対応をとることになると思います。

○A（1）委員

先ほど御質問があつた37度8分の熱がある人にお帰りいただくことができるかという問題ですが、37度8分の熱が出ていることを解決するほうが先ですから、

本人のためにもお帰りいただいて良いと私は思います。裁判は別なのかもしれませんが。

◎委員長

御意見を頂きありがとうございます。熱があっても裁判を優先して進めるということは裁判所では行いません。

それでは、物的な対策の次に、優先的に進行させるべき事件の選別、期日指定の在り方など、手続の進行面について御意見を頂きたいと思います。

○A（1）委員

手続の進行面において、苦情の電話等があったのでしょうか。

△オブザーバー

新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が出て、全ての調停期日を取り消していた期間がありましたが、当初は特に苦情等はありませんでした。ただ、その期間が長くなるにつれて、自分の事件の期日はどうなっているのか、いつ指定されるのかというお問合せは何件も頂きました。

◎委員長

調停期日の間隔がどの程度だったのかについて説明してください。

△オブザーバー

調停期日を取り消して、緊急事態宣言が解除される直前まで調停期日を指定することができない状態が続いたのですが、緊急事態宣言が解除されて期日指定を再開しようとしても、使用できる部屋の数に限られているので、順次期日指定を再開していくことになりました。そうすると、通常であれば1か月程度で次回期日が入っ

ていたところが、2か月経っても次回期日が指定できないといったこともありました。

#### ○F（2）委員

弁護士会からは、4月21日付けでもう少し柔軟に対応をしてほしいという申入れをさせていただきました。

#### ◎委員長

弁護士に対し、当事者から不満等が述べられたということはありませんでしょうか。

#### ○F（2）委員

各弁護士は、何で期日が入らないのかという苦情を相当数受けたらと思うます。当事者からすれば一生に一度あるかどうかの経験であり、全ての事件が重要な事件、緊急性を要する事件と捉えていますので、苦情は相当あったと思います。

#### ○G（2）委員

F（2）委員からお話があったとおり、自分の都合を聞かれないまま一方的に期日指定が取り消されることが決まってしまう、自分の事件が急を要するかどうか、ほかの方との比較もできないので、当事者の方はどういうことなんだろうと思うわけです。また、先ほどのお話のとおり、次の調停期日が1か月経っても指定されず、2か月経っても連絡もないけれどもどうなっているのだろうかという問合せが続きました。それから、家庭裁判所の本庁と支部とが同じような対応をされていたのか分からないのですが、調停期日が入っている支部もあると聞いたという電話があったりして、裁判所も新型コロナウイルス感染症が拡大しないように対応されていると説明したりはしたのですが、実際の取扱いのことは分からず苦慮したことはあり

ました。

#### ○H（４）委員

岡山家庭裁判所の本庁と支部の取扱いの違いについて御説明をさせていただきます。岡山家庭裁判所本庁の取扱いについては、岡山家庭裁判所倉敷支部及び津山支部に対して、適宜、情報提供をしておりました。このたび倉敷支部に確認してみたのですが、基本的には、倉敷支部も本庁の方針に沿った取扱いを行っていたと聞いております。ただ、本庁は審判廷も含めて13室中8室が窓付きの部屋となっているところ、倉敷支部は審判廷も含めて9室中8室が窓付きの部屋となっており、使用できない部屋が少なかったことから、当事者の方から急いでほしいという御要望があった場合、本庁では期日を維持する対象とした事件以外の事件についても、倉敷支部では比較的柔軟な対応ができていたと聞いております。

#### ○A（１）委員

裁判所に苦情が来る前に、弁護士のところへ苦情が入っていたということですね。

#### ◎委員長

そういうこともあったと思います。ただ、調停事件の場合は、弁護士が代理人となっていない事件が相当数あり、これらの中には、当事者から裁判所に直接苦情があったものもあるということになります。

#### ○I（１）委員

どのくらいの数の調停事件が、何パーセントの事件が遅れていたとか、数字では分からないのでしょうか。例えば、100件処理できていたものが50件しか処理できなかったというようなことは分かりますか。

△オブザーバー

調停事件について、話し合いがまとまって調停が成立して終わる事件、既済事件数の変動を、目安となる数字として御説明できると思います。

岡山家庭裁判所管内全体で、新型コロナウイルス感染症の影響が出てきた3月までの既済件数は、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった前年度と比較して減少していませんでしたが、4月には前年度と比較して約56パーセントに減少し、5月には50パーセントを切るぐらいに減少しました。その後の6月には71パーセントぐらいまで増加し、7月には93パーセント、8月には100パーセントを超えて、先月の10月は約130パーセントとなっています。今まで調停室として使用できなかった部屋をできるだけ稼働させるなどして手続を進めているところで、稼働率は少しずつ上がっていると思っています。

○A（1）委員

9月は何パーセントですか。

△オブザーバー

9月は110パーセントぐらいです。

○A（1）委員

8月は大体100パーセントですか。

△オブザーバー

100パーセントを少し超えたぐらいです。目安の数字として参考にしてください。

○I（1）委員

そうだとすると、年度ごとの増減はあると思いますが、きちんと対策をとって進行すれば、事件の処理はできると考えてよろしいでしょうか。

△オブザーバー

部屋を効率的に使用するなどの工夫をして運用することにより、対応は可能だと思います。ただし、緊急事態宣言下のように、期日を取り消し、部屋も使えないという状況だと対応が困難になってきます。新型コロナウイルス感染症の拡大状況や程度が影響すると思います。

○A（1）委員

緊急事態宣言が出たときには、全ての部屋を使用できなかったのですか。

△オブザーバー

部屋を使用できなかったということではありませんが、緊急事態宣言が出て、政府や県からの外出自粛要請がありましたので、国の機関である裁判所としては、感染防止を図るため、当事者の方ができるだけ来庁しないように対応したところです。

○A（1）委員

緊急性が認められることは行ってもよかったのではないのでしょうか。そこまで制限は掛かっていなかったと思いますが。

○F（2）委員

どのような事案に緊急性があるかという判断について、後から事件処理が追い付いてきたという説明だったと思いますが、事案によっては、例えば養育費の場合だと、1か月でも早く合意をして早く支払ってほしい、早く判断してほしいという事案があります。それは何箇月か後に事件処理が追い付いたから良かったという話

ではないと思います。期日が延期されること自体で不利益を被ることがありましたので、その点も考慮していただきたいと思います。そうだとすると、相当数、ほぼ全ての案件が影響を受けたと考えていいと思っています。

#### ◎委員長

調停事件の午前、午後のそれぞれにおける期日指定件数について説明させていただきますと、5月8日から5件ずつまで、6月8日から7件ずつまで、9月9日から10件ずつまでと期日指定数が変わってきています。5月8日頃は家庭裁判所のエリアにある部屋だけを利用して、この段階で急ぐべき事件を優先して期日を指定していましたが、9月9日には10件ずつ期日を指定できるようになりました。これは、家庭裁判所のエリア以外の部屋、ほかの部署の部屋を使用することで、事件を進めることを優先するようにしたからです。

そこで、お聞きしたいのですが、期日指定を5件ずつにしたときには、例えば、離婚の調停事件に婚姻費用の調停事件や面会交流の調停事件が付随した事件について優先的に期日を指定していたのですが、どのような事件を優先すべきだったのかという点について、当事者からの要望、世間でお聞きになったこと、マスコミ報道でお聞きになったこと等を踏まえ、今後、処理すべき事件の選別を行わなければならない場合、どのような事件を優先すべきなのかという点について御意見を頂きたいと思います。

#### ○J（1）委員

先ほどからお話に出ているように、当事者本人にとっては自分の事件が最優先だと思います。今回、裁判所で緊急性のある事件を決めたときの具体的な基準、数値的な基準やこの事件とこの事件は処理するといった基準のようなものがあったのでしょうか。



#### ○H（４）委員

どのような事件がどれほど急ぐかということについて、数値等で評価することは難しいと考えております。緊急事態宣言が解除された直後に実施することにした事件の類型は、審判前の保全処分及び急を要する事情のある調停事件、並びに婚姻費用、養育費、扶養料、子の引き渡しに関する調停事件です。審判前の保全処分は、調停又は審判手続を待っていたのでは権利が実現できなくなったり、重大な損害を被ったりする可能性があるため、早く処理をしなければならない事件です。婚姻費用、養育費に関する調停事件についてですが、婚姻費用とは結婚している間に配偶者間でお互いに分担しないといけない生活費、養育費とは離婚した後のお子さんの養育のために必要な費用のことで、これらが支払われない場合、生活に直結していて明日の生活にも問題が出てくるというものですので、一般的には、早く処理をしなければならない事件だと言われております。扶養料に関する調停事件も基本的に同じ類型です。次の子の引渡しに関する調停事件ですが、お子さんが虐待を受けたり、重大な権利侵害を受けたりするような恐れがある場合に、お子さんを引き渡すという事件で、これも一般的に早く処理をしなければならない事件だと言われております。

急を要する事件かどうかを決めるに当たっては、一般的に緊急性を要すると言われております事件の類型を考慮いたしました。もちろん他の事件はやらなくてよいというわけではありませんが、非常に急ぐものについては早く処理しなければならないと考えてスタートさせていったものです。

#### ○J（１）委員

今御説明のあった類型については、もともと裁判所の中で急ぐ類型とされていたということなのではないでしょうか。

#### ○H（４）委員

裁判所が独自に考えていたというより、事件の性質上、一般的に急ぐ、緊急性が

あると講学的に言われているという趣旨です。

◎委員長

例えば、このような事件は急ぐ類型に入れたほうがいいのではないかという御意見等があればお聞かせください。

○A（1）委員

簡潔に言えば、金がなくて困る事件ということでしょうか。お金がないと追い込まれるわけですから、そういう事件は速やかに解決をして差し上げたいということではないかと思います。

◎委員長

離婚だけの調停事件の場合は、急を要する事件の類型としなかったのですが、最近のマスコミ報道で、1人親世帯における支援を離婚していれば受けることができたのに、離婚に至らない場合、別居している場合には支援を受けることができなかったもので、離婚事件についても急いで処理してもらいたかったという意見もありました。あるいは、新型コロナウイルス感染症の関係で、面会交流の調停事件が進行しなかったことから辛い思いをしたというマスコミ報道もありましたが、そういった点を踏まえて、このような事件については、もう少し急いだほうがいいのではないかという御意見はありますか。

○G（2）委員

例えば、離婚調停の場合、離婚単体の調停事件よりも養育費や面会交流と一緒に申し立てられた調停事件が多いと思いますが、離婚と養育費と一緒に申し立てられた調停事件は優先すべき類型として扱われていたという理解でよろしいでしょうか。例えば、婚姻費用の調停事件が先に進んでいて、後から離婚と養育費の調停が申し

立てられた調停事件は、婚姻費用の調停があるから後回しという整理になるのでしょうか。

#### ○H（4）委員

婚姻費用の分担が調停成立で決まっている場合ですと、係属している事件の種類で振り分けておりましたので、婚姻費用は成立して離婚調停だけが残っている場合だと急を要する事件には振り分けていませんでした。ただし、個別の事情を一切考慮しないという趣旨ではなく、個別の事情で急を要すると判断できた場合は、調停を進めていくことにしていました。当事者の方に対して、一件ずつ急を要しますか、要しませんかと問合せをしたわけではありませんので、急を要するかどうかの個別事情を把握する機会が乏しかったことについては、今後に生かさないといけないと思っています。

#### ○F（2）委員

今後、新型コロナウイルス感染症が増加した場合に備えて、緊急度のランク付け、緊急度の仕分けを、当事者から意見を聞ける今の段階でしておくことが有益だと思います。

#### ◎委員長

それでは、次の第三波に備えて今後考えられる対策について御意見を頂きたいと思います。物的な対策について、手続の進行面について、F（2）委員からお話を頂いたとおり、進行中の調停事件について、緊急性を判断できるような事情をあらかじめ情報収集しておくべきということは対策に当たろうかと思っています。そういった点も含めて、御意見をお聞かせいただければと思います。

#### ○I（1）委員

本日、裁判所に来て手荷物検査を受けたのですが、あの場で検温を行えば良いのではないかと思います。体温計が3本も必要なくて、あの場に1本か2本あればよいと思います。パーティションも有効ですが、検温することも有効で、検温を行って体温が高い人は裁判所に入れないというようにするのが、裁判所という施設の特殊性を踏まえれば有効だと思います。今、いろんな施設に行きますけど、検温しないところのほうが少ないです。本日、裁判所に来てみて、裁判所は検温しないんだと思いました。

□事務担当者

検温について、すぐに実施いたしますとお約束はできませんが、検温が有効であるという御意見をこの場で頂きましたので、引き続き検討させていただきたいと思っています。入庁検査を実施する付近での検温を御提案いただいているということでございますね。

○I（1）委員

そうです。

◎委員長

E（1）委員の職場でも検温を出入口でされていると思いますが、例えば、体温が37度5分、37度8分あった場合、その方には入ることをお断りしておられるとか、どういう方法でお断りしているかをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○E（1）委員

入口が何箇所かありますので、全部の入口で検温を行っているわけではありません。人が混み合いそうな場所では行うことがあります。もともと体温の高い方、体

温が高く出る方がいらっしゃいますので、そのような方に直ちに入らないでくださいとは言えませんので、もう一度検温していただけますかと言ったりしてお帰りいただくこともあったり、マスクをせず言葉を荒げる方にはマスクを渡したりすることもあります。裁判所の場合は、先ほど I（1）委員からお話がありましたように、一般の施設よりは理解を頂けるのではないかと思います。

#### ○ I（1）委員

例えば、お店に咳をしている人がいた場合、逃げることはできますが、裁判所で話合いをする場所では逃げることはできませんので、ある程度は厳しくされてもいいのかなと思います。咳をされている方には近寄らないようにするなど防衛することができますが、調停で話合いをする場合はそうはいきませんし、調停期日が決まっていることにより、体調が悪いけれど無理をして調停に出られることもあると思いますので、今日は庁舎に入ることはできませんときちんと決めるのは一つの方法だと思います。

#### ○ F（2）委員

5月、6月の経験で、調停期日を止めると相当影響が残るというのはよく分かったと思います。部屋を確保して密を避けることが大切だと思いますが、現在は1つの部屋につき、午前1件、午後1件、調停期日を入れていると思いますが、午後に2件調停期日を入れようと思えば入れることもできます。過去に岡山の裁判所において、午後に2件調停期日を入れていたと思いますが、そのような検討はされないのでしょうか。

#### △オブザーバー

10月下旬から、試行的に午後に調停事件を2件入れているところです。

#### ○D（1）委員

私が気付かなかったのかもしれませんが、本日、この会場に来るまで消毒を一度もしていません。消毒してくださいと言われなかったからです。エレベーターのボタンは職員の方が押されたので私はボタンに触っていませんが、自分がボタンを押していたら、もしかしたら新型コロナウイルスの菌を運んできたのかもしれないと思い、少し不思議な感じがしました。私が行くお店の大半は、消毒液をたくさん置いて、いつでもどこでも消毒できる状態になっています。新型コロナウイルス感染症の感染は、来年以降も続くと思いますので、こういった予算を確保するというのには必要だと思います。一階の玄関付近、エレベーターの隅等、いろいろな場所に消毒液を置く必要があると思います。

熱がある、咳をしているにもかかわらず同じ部屋の中に長い間一緒にいて、調停を行うことは不安を感じるものです。双方に熱がない、検温している、消毒をしている、そういった安全な状態で行われているという安心感が必要かと思っておりますので、もう少しできることがあるのではないかなと思います。

#### ○I（1）委員

私も気になったのですが、入口に消毒液があるなと思っていました。

#### ◎委員長

私の認識では、消毒液は入口で手荷物検査をするところやエレベーターホールにも置いてありますが、気が付かれなかったということであれば置いている意味がありませんので、検討したいと思います。

#### □事務担当者

現在、岡山の裁判所では入口付近、各階のエレベーター前に消毒液を設置し、本日のように委員会、協議会を実施するときには会場の入口付近に消毒液を置くこと

を励行しております。また、事件書類等の受付手続を行う部屋の前にも置いております。客観的な設置状況は御説明したとおりなのですが、本日は案内が不足していたように思います。申し訳ございませんでした。

#### ○G（2）委員

先ほどの御説明の中で、電話会議の利用について、当事者の方が最寄りの裁判所ではなくて御自宅で電話会議を利用できるよう検討をされているというお話があったと思いますが、私は、片方の当事者が裁判所に出頭している場合に電話会議を利用していると認識していました。家庭裁判所の家事調停事件での電話会議の利用状況について教えていただければと思います。

#### △オブザーバー

家庭裁判所の家事調停事件の場合、民事調停事件と違って双方が裁判所に出てこなくても、手続法上は電話会議によることができるとなっていますので、双方が遠隔地に居住しているという場合には双方が電話会議の方法で出席することもあります。ただし、割合としては、一方の当事者が裁判所に出てきている事件のほうが多いと思います。

#### ○G（2）委員

双方が岡山に居住している場合でも、感染症の状況を踏まえて電話会議を利用することを検討してもらえるのかという点を教えていただければと思います。

#### ○H（4）委員

電話会議を行うに当たりましては、当事者が遠隔地に居住されている場合、その他相当と認める場合というのが法律上の要件になっております。これまでは、片方の当事者が岡山県内にお住まいの場合、遠方にお住まいの場合であっても、裁判所

に来ていただくようお願いすることが多かったです。新型コロナウイルス感染症が問題になって以降は、当事者の方から、遠方であるため電話会議を使いたいという申出がある場合は可能な限り尊重させていただくことにしておりますので、双方とも電話会議という事件もあります。

○A（1）委員

電話会議とはどのような形式の会議のことでしょうか。

△オブザーバー

例えば、裁判所には調停委員，裁判官しかいなくて，申立人は最寄りの裁判所に，相手方も最寄りの裁判所にそれぞれ出頭して，この三者を電話により繋いで三者通話ができる状態のことです。

○A（1）委員

それは電話ですか，テレビ会議のようなものですか。

△オブザーバー

御説明している電話会議とは，テレビではなくて電話です。

○A（1）委員

電話だと会議の質が下がると思いますので，予算をもらってテレビにしてください。

◎委員長

遠隔地ではない場合でも柔軟に電話会議を利用させてもらえないかという点についてはいかがでしょうか。



#### ○H（４）委員

緊急事態宣言中は大半の事件を行っていませんでしたが、その直後は遠隔地の要件には全くこだわらずに、電話会議にしてもらいたいという御要望があればそれに応じるようにしていました。ただし、代理人弁護士が付いている場合は代理人弁護士の事務所からと比較的にできるのですが、本人だけで代理人弁護士が付いていない場合は、調停の際に電話口にいらっしゃるのが本当に本人なのか、また、調停手続は非公開の手続ですので、電話口の周囲に誰かがいて一緒に聞いていないのかという点の確認ができないということで、緊急事態宣言解除の直後であっても、代理人弁護士が付かず当事者本人だけの場合に電話会議でというのは、かなり難しい状況にあったというのが実情です。

#### ◎委員長

第三波に備えて今後考えられる対策について、こういうこともやったらどうかという御意見等はありませんか。又は、委員の方々の職場等でされていることを紹介していただければと思います。

それでは、次に、業務縮小時の周知について御意見を頂きたいと思います。どのようなことをどのような方法で周知すべきかという点について御意見を頂ければと思います。

#### ○C（１）委員

この点についてですが、岡山の裁判所だけで考えるべきものなのか、それとも、今回の新型コロナウイルス感染症のようなものであれば局地的ではなくて全国的な問題であるので、全国の家庭裁判所が、裁判所全体が組織として広報発信すべき話題ではないかと思います。岡山の裁判所だけでということであれば、現在されていることが精一杯だと思われそうですが、いかがでしょうか。

□事務担当者

裁判所のウェブサイトの関係ですが、まず裁判所ウェブサイトという裁判所全体のウェブサイトがございます。その中の下位の構造として、各裁判所のウェブサイトがございます。今回の感染症の関係では、まず裁判所全体のウェブサイトにおいて、各地の裁判所で業務縮小していることがありますので、詳細については各裁判所のウェブサイトを見てくださいという記事を掲載していました。総合的なところは、裁判所全体のウェブサイトでお知らせさせていただき、各地の裁判所のウェブサイトにおいて、それぞれの裁判所の対応を掲載させていただいたということになります。

○F（2）委員

裁判所のホームページは少し見づらいと思います。その記事にたどり着くかということに疑問がありますね。今回、報道機関に対して協力を依頼されたのでしょうか。

○I（1）委員

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、いろいろと業務を縮小されていたことは分かっていたのですが、新聞には載っていたのかもしれませんが、テレビの報道で見た記憶がありません。

□事務担当者

ウェブサイトへの掲載とほぼ同じタイミングで、報道機関には総務課から御説明させていただきました。もちろん感染症拡大で混乱もあった時期ですので、取り上げ方は様々だったと認識をしておりますが、一部、テレビのニュースで取り上げていただいたところもございまして、裁判所ではこういう事件を優先的に処理する態

勢を開始した，という報道をしていただくなどの御協力を頂きました。

○A（1）委員

インターネットを活用する，報道機関に依頼するとしても，家庭裁判所を活用したいと思っている人にとって必要な情報を全て網羅することはできないと思います。ですから，双方向性の情報交換ができるかどうかのポイントになると思います。そのところは，今は，電話でされているのでしょうか。将来的には，ウェブを使って双方向性の情報交換ができる態勢にしておかないと，国民の不満は高まってくると思います。

△オブザーバー

双方向という意味では，電話等でお問合せを頂いて，それに対して回答させていただいています。

○A（1）委員

裁判所のインターネットは，ほかのインターネットを遮断して，完全に孤立させているんですね。裁判所のインターネットに弁護士はアクセスできるのでしょうか。

○F（2）委員

どのような情報をでしょうか。

○A（1）委員

裁判所にこの事件は非常に急ぐ事件だと，大変な問題だから早くしてほしいということを伝えて，裁判所がどう考えるのかというやり取りができるかということです。

○F（2）委員

そういったやりとりは電話ですね。裁判所の窓口に行って説明を求める弁護士もいるかもしれませんが、通常は電話だと思います。

◎委員長

今までの話を通じて、裁判所としてこういった点をもう少し考えたほうがいいのではないかという点があればお聞かせください。

○D（1）委員

業務縮小時の周知についてですが、今後業務を縮小する場合とは、緊急事態宣言のようなものが起こったときを想定されているのでしょうか。それと、ウェブサイトはどのような管理をされているのでしょうか。例えば、それぞれの裁判所の判断でどこまでの範囲の情報をウェブサイトに載せることができるのかが分かりません。全国の裁判所が最高裁から順番に紐づけられているという話でしたが、それぞれの裁判所が発信したい情報を載せることができるのかを教えてください。

□事務担当者

ウェブサイト関係の御質問についてですが、先ほど御説明させていただいたとおり、ウェブサイトの構造自体は、裁判所ウェブサイトとして裁判所全体のものがございます。その中で、各地の裁判所として、岡山家庭裁判所のウェブサイトページがございます。各地の裁判所のウェブサイトについては、全ての職員が勝手に変更することはできませんけれども、各庁の担当者及び責任者において自由に、最高裁判所や高等裁判所の許可を得ないで変更することは可能です。したがって、緊急にお知らせする内容について、すぐにウェブサイトに掲載してお知らせするということは可能な構造となっています。

## ◎委員長

どのような場合に業務を縮小するのかということですが、一般的には、国の緊急事態宣言や岡山県独自の緊急事態宣言が出た場合にどう対応していくのかについて、他庁の動向等を見つつ、又は上級庁に相談しながら決めていくことになると思います。

## △オブザーバー

緊急事態宣言によって県知事に相当な権限が与えられるわけですが、今回の新型コロナウイルス感染症について、県知事が平日日中の外出自粛要請を出した中で、裁判所が期日を開いて当事者に来てくださいというのは相当ではないということで、業務縮小、期日の取消しを行うことになりました。基本的には、緊急事態宣言等により、県から平日日中の外出自粛要請が出る事態になれば業務縮小を考えないといけないと思っています。

## ○A（1）委員

基本的に、裁判所は最後の手段として期待されているものなので、業務縮小はできるだけしないほうがいいと思います。不要不急の外出をできるだけ控えてほしいというような宣言が仮に出たとしても、裁判所へ来るのは不要不急ではありません。家庭裁判所が行っている仕事は不要不急の仕事ではないということをベースに置いた上で、中には不要不急のものがあるかもしれないとお考えいただきたいと思います。新型コロナウイルスに対する認識を毎日更新していきながら、どこまで恐れたらいいかということ、何をしていればまず大丈夫であろう、この基本的なことだけをきちんと押さえて、例えば、裁判所で消毒をしなくてよかったということはあってはならないと思います。荷物の検査はものすごく厳重になっていましたが、今はそんなに厳重にしなくていいのではと思いました。上位の機関の指示が絶対に正しいと思うのではなく、現場で適正に判断するということが何より大事だと思います。

## ○C（1）委員

業務の縮小時の周知についてですが、最近、行政がSNSにより、いろいろな情報を発信し始めております。裁判所では難しいかもしれませんが、不要な情報ではありませんし、家庭裁判所はデジタルネイティブに近い方が利用されることが徐々に増えてきているのではないかと思いますので、SNSなどの馴染みのある情報発信手段を使っていくほうが目にしやすいのではないかと思います。以前、裁判所のウェブサイトを見たことがあります。階層が深過ぎて、どこに何があるのかが分かりませんでした。高齢者にはSNSを使っても何も反応がなくて新聞やテレビが中心になる、若い方にはSNSが一番効果的であるといったデータ分析をもとに情報発信する、ターゲットを絞って情報発信していくのであれば一番馴染みのある発信手段を使っていくのが良いと思います。

## ◎委員長

ありがとうございます。以上で本日のテーマについての意見交換を終了させていただきます。